

議案第101号

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツ・文化総合センター条例（平成26年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 体育館利用料(1)施設専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 施設専用利用料

種 別				金 額				
				午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
				9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
大	アマチュアスポーツに利用する場	入場料を徴収しない場合	全面利用	9,160円	11,000円	12,420円	14,050円	41,750円
			半面利用	4,580円	5,500円	6,210円	7,020円	20,870円
		入場料を徴収する場合	全面利用	27,600円	33,300円	37,370円	42,260円	125,580円

体育室	その他 の催物 に利用 する場 合	興行に利用 する場合	92,370円	111,420円	124,970円	141,260円	419,420円
		見本市、商 品展示会 その他これ らに類す ることに 利用する 場合	36,870円	44,400円	49,800円	56,420円	167,640円
		集会、式典 その他に 利用する 場合	18,430円	22,100円	24,850円	28,210円	83,720円
練習場			5,700円	6,620円	7,430円	8,450円	25,360円
武道室 1			1,620円	1,930円	2,240円	2,540円	7,630円
武道室 2			1,620円	1,930円	2,240円	2,540円	7,630円
研修室 1			1,620円	1,620円	1,730円	2,130円	6,410円
研修室 2			1,620円	1,620円	1,730円	2,130円	6,410円
選手控室 1			1,010円	1,120円	1,220円	1,320円	4,270円
選手控室 2			1,010円	1,120円	1,220円	1,320円	4,270円
役員室 1			400円	500円	610円	710円	2,130円
役員室 2			400円	500円	610円	710円	2,130円
弓道場	入場料を徴収 しない場合	1回4時間まで					5,090円
	入場料を徴収 する場合	1回4時間まで					30,550円

別表の1 体育館利用料(1)施設専用利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の1 体育館利用料(2)設備専用利用料の表中「50,000円」を「50,920円」に、「2,000円」を「2,030円」に、「5,000円」を「5,090円」に、「1,000円」を「1,010円」に、「1,500円」を「1,520円」に改める。

別表の1 体育館利用料(3)冷暖房設備専用利用料の表中「4,800円」を「4,880円」に改める。

別表の2 ホール利用料(1)施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 施設利用料

種 別		金 額			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	1時～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
ホール	入場料を徴収しない場合	79,440円	120,490円	158,880円	322,870円
	3,000円未満の入場料を徴収する場合	119,160円	180,680円	238,330円	484,300円
	3,000円以上の入場料を徴収する場合	158,880円	240,980円	317,770円	645,840円
楽屋 1		1,830円	2,750円	3,660円	7,330円
楽屋 2		1,830円	2,750円	3,660円	7,330円
楽屋 3		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円
楽屋 4		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円
楽屋 5		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円
楽屋 6		1,320円	2,030円	2,750円	5,500円
楽屋 7		710円	1,120円	1,520円	2,950円
楽屋 8		710円	1,120円	1,520円	2,950円
楽屋 9		710円	1,120円	1,520円	2,950円
楽屋10		710円	1,120円	1,520円	2,950円
楽屋控室		1,520円	2,340円	3,150円	6,310円
リハーサル室	ホールの利用を伴う場合	8,040円	12,220円	16,090円	32,690円
	ホールの利用を伴わない場合	16,090円	24,440円	32,180円	65,380円

練習室 1	1,930円	2,340円	2,640円	6,210円
練習室 2	1,420円	1,620円	1,930円	4,480円

別表の 2 ホール利用料(1)施設利用料の表備考第 1 項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の 2 ホール利用料(2)設備利用料の表中「15,000円」を「15,270円」に、「20,000円」を「20,370円」に改め、同表備考第 2 項中「3割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の 3 会議室利用料(1)施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

(1) 施設利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
会議室 1	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 2	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 3	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 4	2,240円	2,640円	3,050円	7,930円
会議室 5	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円
会議室 6	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円
会議室 7	1,620円	1,930円	2,240円	5,790円
会議室 8	1,420円	1,620円	1,930円	4,970円

別表の 3 会議室利用料(1)施設利用料の表備考第 1 項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の3会議室利用料(2)設備利用料の表中「5,000円」を「5,090円」に改め、同表備考第2項中「3割相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

スポーツ・文化総合センターの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。